

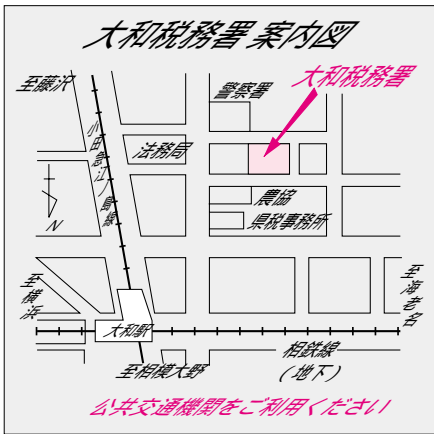
所得 税

還付 手続 お早めに

●大和税務署で受付スタート

大和税務署では、今月から給与所得者、年金受給者で、医療費控除・住宅借入金等特別控除などを受ける方や、去年会社を中途退職し年末調整をしていない方などを対象に、還付申告を受け付けています。期間中は会場は大変混雑しますのでお早めに。

●大和税務署個人課税第一部門 (☎262・9240)



医療費控除

あなたや生計を一つにする配偶者その他の親族のために平成16年中に支払った医療費が一定の金額以上ある場合に所得から控除されます。

住宅借入金等特別控除

一定の要件に当てはまる家屋の新築、購入または増築等をして、一定期間にある

あなたが居住した場合、その家屋の新築、購入または増築等のための借入金等があるなど一定の要件を満たすときに税額控除を受けられます。※医療費控除の対象となる医療費および保険金などで補てんされる金額の詳細および住宅借入金等特別控除の要件等については税務署にご相談を。

◎時間外や郵送でも提出が可能

◆申告の期間

所得税 2月16日(水) 消費税(個人事業者) 3月31日(木) まで

3月15日(火) 贈与税 2月1日(火) 3月15日(火)

◆申告の用紙

申告書は税務署にあります(2月初旬から本市市民税課窓口でも入手可)。

◆提出の方法

※大和税務署では平日の

ほか、2月20・27日(日)に、申告相談と申告書の受付を行います(当日は電話での相談は行いません)。 ※税務署閉庁日または時間外に申告書を提出する場合は、税務署入口に設置の「時間外文書収受箱」を利用するか、郵送(〒242-8567大和市中中央5-14-22)でお願いします(市役所では、受付時間外・郵送による受付はできません)。

◎国税庁HPで作成、提出できます

申告では納税者本人が確定申告書(作成する「自書申告」)を推進しています。税務署では書き方を分かりやすく説明した冊子「確定申告の手引き」を配布していますのでご利用ください。また、国税庁ホームページの『所得税の確定申告書作成コーナー』でも、所得税の確定申告書の作成(検算)が可能です。詳しい内容は、同ホームページ(<http://www.nta.go.jp>)を参照してください。

自分で書いて申告を 申告書の作成指導

●市役所では5日間

市役所でも、申告書の作成指導を行います。

▽日時 1月31日(月) 2月4日(金) 午前9時～11時、午後1時～3時30分

※混雑時は時間変更・入場制限を行います

▽会場 市役所4会議室

▽持参するもの ①印鑑②源泉徴収票(原本)③社会保険料の年間納入額(年末調整分を

除く)④各種控除証明書(年末調整分を除く)⑤医療費控除を受ける方は、領収書(あらかじめ集計したもの)、高額療養費、分べん費、生命保険の入院給付金などで医療費の補てんを受けた金額の分かるもの⑥住宅借入金等特別控除を受ける方は、土地・建物の登記簿謄本または抄本(登記事項証明書、請負または売買契約書の写し、住民票(今年1月1日以後発行のもの)、住宅取得資金借入金の年末残高証明書(2力所以上からの交付を受けている場合はすべて、増改築等の場合は、建築確認通知書の写し)検査済証の写し、または建築士から交付を受けた増改築等工事証明書⑦申告名義人の銀行・郵便局の口座番号の分かるもの⑧申告書が届いている方はその確定申告書⑨平成15年分の確定申告をしていない方はその控⑩筆記用具、計算機。

●ご注意ください

市役所会場では、営業等の事業・農業・不動産・譲渡所得の申告・分離課税用・損失申告用の申告書を使用する申告や、青色申告の相談は、行いませんので、大和税務署で手続きをお願いします。

●市・県民税課税証明書等の発行について

市・県民税(所得)証明や納税証明が必要な方は、本人が印鑑と手数料を持参のうえ市民税課に申し出てください。代理人による申請は、委任状等(本人自署・押印が必要)と代理人の印鑑および運転免許証等の身分証明書の必要です。

主な証明書の種類	申請に必要なもの	手数料	窓 口
市・県民税課税(所得)証明	・印鑑 ・代理人の場合は委任状(同居の親族は不用)	1 件につき 300円	市民税課(本庁舎2階)
納税証明	・印鑑		
所在証明	・印鑑		
車検用軽自動車税納税証明	・印鑑	無料	

●軽自動車税変更の届出お済みですか

軽自動車・オートバイが届出をしないで、次のような状態になったままでしたら、すぐに廃車の手続きをしてください。

◎他人に譲った

◎盗難・紛失等

◎警察に盗難届を出したが、市役所には未届

◎もう乗れそうにない

※他の市町村のナンバーをつけたまま転入してきた方も変更手続きが必要です。

●市民税課庶務諸税担当。

●手続き先

1. 原動機付自転車および小型特殊自動車(市役所市民税課)

事 由	届出名	持 参 す る も の
廃棄・処分するとき 市外へ住所を変えるとき 市外の人に車両を譲るとき	廃車届	・印鑑 ・標識交付証明書 ・ナンバープレート
盗難にあったとき	廃車届	・印鑑 ・盗難届の届出日と受理番号 ・標識交付証明書
市内の人に車両を譲るとき	名義変更届	・新・旧所有者の印鑑(または旧所有者からの譲渡証明書と新所有者の印鑑) ・標識交付証明書

2. 軽自動車および二輪の小型自動車等 (次の事務所に問い合わせください)

車 種	名 称	所 在 地 ・ 電 話 番 号
三輪・四輪の軽自動車 (貨物・乗用660cc以下のもの)	軽自動車検査協会	綾瀬市小園847-3 ☎0467・78・8840
軽二輪車 (125cc超～250cc以下)	相模自動車検査登録事務所	愛川町中津字桜台7181 ☎285・0085
二輪の小型自動車 (250cc超)		

●20歳になったら国民年金

国民年金は20歳がスタート。日本国内に住んでいる20歳以上60歳未満の方は原則として全員国民年金に加入することになっています。年金は、老後のためのものだけでなく、加入中に万が一のことが起こったときには、障害基礎年金や遺族基礎年金として経済的に支えてくれる制度です。また、20歳前に事故や病気で障害が残った場合、20歳から障害基礎年金が受けられることがあります。

●国民年金に関する制度

国民年金には次のような制度があります。

●学生納付特例制度：20歳以上の学生で前年の収入が一定基準以下(約133万円)の方は申請書を提出し承認を受けると、保険料を後から納めることができる制度。

●対象は大学・大学院・短大・高等学校・専修学校・専門学校などに在籍する学生(夜間・通信制・定時制も含む)です。

●保険料免除制度：経済的な理由などから保険料を納めることが困難で、前年の所得が一定基準以下の場合、保険料が全額または半額免除になる制度。

●厚木社会保険事務所 (☎223・7171)・市保険年金課年金担当。